

静岡地方税滞納整理機構規約の一部変更について

地方自治法第 291条の 3 第 1 項の規定により、静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約を次のように定める。

令和 6 年 11 月 22 日 提出

沼津市長 頼 重 秀 一

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を次のように変更する。

第 4 条第 1 号中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）」の次に「、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 4 号）」を加え、「地方税に」を「徴収金に」に改める。

附 則

この規約は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

「提案理由」

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の施行に伴い、静岡地方税滞納整理機構が処理する事務に、森林環境税及び特別法人事業税に関する事務を加えるほか、所要の改正を行うものである。